

事業者向け食品表示講習会

～食品表示法への経過措置終了迫る～

食品表示法が施行され4年が経過しました。旧制度に基づく表示が認められる経過措置期間は令和2年3月末に終了し、**4月以降は食品表示法へ完全移行します。食品の新表示への切替はお済みですか？**

また、平成29年9月からは全ての一般消費者向け加工食品の重量割合第1位の原材料に原料原産地を表示することが義務付けられました。

新表示へ速やかに移行できるよう、講習会を開催します！

京都府内で
食品を製造・販売
している方へ

乙訓地域開催！

アクセス



阪急西向日駅から西へ約300m 徒歩4分

先着順 参加費無料 定員50名

令和元年11月27日(水)

時間 13:30～16:00

場所 乙訓保健所 講堂

所在地 〒617-0006

向日市上植野町馬立8

※ 駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

※ プログラム等は一部変更する場合があります。

内容

1 食品表示法について **最新の情報を交えて解説します！**

食品表示法の概要

旧制度からの変更点

品質事項、衛生事項、保健事項

加工食品の原材料、原料原産地、添加物、
固有記号、アレルギー、栄養成分など

講師

京都府職員

2 食品トレーサビリティについて

「実践的なマニュアル」(農林水産省)
の紹介 10分程度

3 質疑・意見交換

事前にお寄せいただいた質問にお答えします。

◆京都府内における食品表示講習会年間スケジュール

開催日	会場	問い合わせ先
令和元年11月26日(火) 13:30～16:30	園部総合庁舎ABC会議室	南丹広域振興局 電話:0771-22-0133
令和元年11月27日(水) 13:30～16:00	乙訓保健所講堂	農政課 電話:075-414-4970
令和2年1月15日(水) 午後	宮津市福祉・教育総合プラザ	丹後広域振興局 電話:0772-62-4315
令和2年2月上旬	山城地域	山城広域振興局 電話:0774-21-3211
令和2年2月上旬	舞鶴市内	中丹広域振興局 電話:0773-62-2508

府ホームページ(「京都府 食品表示 講習会」で検索) 令和元年度事業者向け食品表示講習会
<http://www.pref.kyoto.jp/shoku-anshin/hyouji/koushu.html>

主催 京都府農林水産部農政課

E-mail : nosei@pref.kyoto.lg.jp 京都府農林水産部農政課 行

F A X : 075-414-4939

申込期限：令和元年11月20日（水）まで

事業者向け食品表示講習会（乙訓） 参加申込書

■ 団体・会社名

■ 役職名

■ 参加者氏名（ふりがな）

■ 所在地

〒

■ TEL

■ FAX

■ E-mail

■ 質 問

※ 当日ご質問いただいてもその場で回答できない場合がございますので、お聞きになりたいことがございましたら必ずご記入ください。
※ 個別の内容に関する質問については、本講習会では回答できません（当社製品の食品表示に問題ないか確認してほしい等）。

申し込み方法

➤ 上記参加申込書にご記入の上、申込期限までに E-mail、FAX、郵送等でお申し込みください。

注 意 事 項

- 定員に達し、ご参加いただけない場合のみご連絡いたします。
- お申し込みの受付後、受講票の発送はいたしません。連絡のない場合、参加いただけますので、当日会場までお越しください。

申し込み及びお問い合わせ先

京都府 農林水産部 農政課 食の安全・食育担当

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL : 075-414-4970 FAX : 075-414-4939 E-mail : nosei@pref.kyoto.lg.jp